平成２２年６月
宮崎市地域コミュニティ課作成

「男女共同参画サポートBook のびのび」
～ 取 扱 説 明 書 ～

趣　旨

「宮崎市男女共同参画社会づくり推進条例」では、本市独自の理念として「教育における配慮」を掲げています。

この度、思春期からの男女共同参画についての理解を深めるために、中学生向け男女共同参画啓発パンフレット「**男女共同参画サポートBook　のびのび**」を作成しました。本冊子は、市教育委員会と協議しながら作成し、市教育委員会の監修を受けています。

男女共同参画は、様々な分野が関係していますが、今回は、特に中学生に関係の深い分野を選んで、「デートＤＶ」、「コミュニケーション方法」、「メディア・リテラシー」、「固定的性別役割分担意識の解消」、「人権の尊重」、「男女共同参画社会とは」などのポイントを盛り込み、漫画やイラストを多用し、中学生にもわかりやすく読みやすく作成しています。

この冊子で、中学生に学んで欲しいことは次の４点です。

①　性別や年齢、障がいの有無などにとらわれずに、お互いを認め合うこと
②　幅広い分野で男女が共に参画できること
③　自立心をもち、自分らしく生活できること
④　自分に必要な情報を選択できる能力を身につけること

是非、公民や道徳、学級活動の時間等にご活用いただき、生徒が在学中に一度は目を通し、男女共同参画について考える機会を与えていただきますようご配慮をお願いいたします。

以下では、本冊子の説明のポイントを簡単にまとめていますので、生徒へご説明いただく際にご活用ください。

CONTENTS　１　言葉の使い方で人間関係も変わる？　(p.１～4)

第１章では、言葉のもつ力を考えさせます。殴る、蹴るだけでなく、言葉も大きな暴力になり、対等な人間関係を築けない原因になることを学びます。設定を男女（恋人）にすることで、「デートＤＶ」（恋人間で起こるＤＶ。身体的暴力だけでなく、精神的暴力や性的暴力等を含みます。夫婦間でおこるＤＶと異なり、法的に罰せられることも救済措置もありません。）の学習にも使うことができます。ＤＶは被害者の人生も加害者の人生も台無しにします。子どもたちを被害者にも加害者にもしないよう、未然防止も視野に入れています。

平成２２年６月
宮崎市地域コミュニティ課作成

CONTENTS　２　Ｌｅｔ’ｓ　コミュニケーション♪　（p.5～6）

　第２章では、第１章を受けて、コミュニケーションの具体的な方法を学びます。
　３人の隠れキャラ（メラメラ、イジイジ、チクチク）を自覚することで、自己コントロールについても学習できます。
　上手な自己主張・自己表現の基礎となります。

CONTENTS　３　ケータイは時に命とり？　（p.7～10）

　第３章では、メディア・リテラシーをとりあげています。
　中学生の身近にある携帯電話やパソコンは、その使い方を一歩間違うと、いかに危険なものになるかを、事例を交えて学習できます。事例の監修は、弁護士が行っており、全ての事例は、実際に起きていることです。
　この章だけをテーマに、クラスで話し合うこともできます。
　また、子どもたちを取り巻く環境がいかに危険であるかを、保護者に説明する資料としても使うことができます。

CONTENTS　４　世界に一人だけの私　（p.11～12）

　第４章では、改めて自分自身と向かい合うことで、自分とはどのような人間なのかを考え、自己肯定や自尊感情を持つことの大切さについて学びます。

CONTENTS　５　輝く未来へ　（p.13～14）

　第５章では、性別にとらわれず、自分の可能性を伸ばすことの大切さを学びます。個性を伸ばすことを阻害しているのは、社会的な偏見である場合もあります。一人ひとりは、かけがえのない存在であり、誰もが人権を尊重され、個性や能力を発揮することができる男女共同参画社会づくりの大切さを伝えてください。

さいごに　（裏表紙）

　自分一人や子どもたちだけで悩みを抱え込まないように伝えてください。まわりの大人や専門の相談機関に相談することができることも教えてください。

※　男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日施行）では、次のとおり定義しています。
　「男女共同参画社会の形成」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいいます。（第二条関係）